

広島県告示第千八百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年十二月二十三日までの間、縦覧に供する。

令和六年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一九一号	山県郡安芸太田町大字川手字川手東平一四〇一番 一地先から 山県郡安芸太田町大字川手字川手東平一四〇〇番 一地先まで	令和六年十二月九日